

8. 避難情報の情報伝達

避難情報の情報伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を複数に組み合わせて、実施するものとする。

(1) 住民の防災知識等の普及啓発

避難情報が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、災害種別毎にどう行動すればよいか。立退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

このため、市はハザードマップの配布、防災出前講座の実施及び広報、ラジオなどをお等を活用した防災知識の啓発に積極的に取り組む必要がある。

(2) 避難情報の伝達方法

伝達方法については、避難情報の種類、伝達先ごとに地域特性を考慮し、複数の方法を定めておく。

避難情報を住民に伝達する方法は、次のとおりである。

【避難情報の住民への伝達方法】

放送内容	緊急防災情報告知システム		広報車	インフォメールなお(登録制メール)	緊急速報メール(エリアメール)	Lアラート(災害情報共有システム)	ホームページ	ケーブルテレビ		ツイッター	フェイスブック
	防災ラジオ	屋外スピーカー						文字放送	データ放送		
暴風、暴風雪、大雨、雪 又は洪水警報	—	△	△	□	×	—	◎	△	○	◎	△
警戒レベル3 高齢者等避難	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	△
警戒レベル4 避難指示	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	△
警戒レベル5 緊急安全確保	△	△	△	△	×	—	◎	△	◎	◎	△
大津波警報・津波警報・津波注意報 (津波は警戒レベル区分になじまないため対象外)	○	○	—	○	○	—	◎	△	○	◎	△

○：自動 △：手動

◎：インフォメールなおと連動により自動配信

□：石川県総合防災情報システムと連動により自動配信

×：配信不可能 —：配信しない

【住民及び防災関係機関への伝達方法及び担当課】

伝達先		伝達方法	伝達担当
住民等	住民	緊急防災情報告知システム (屋外スピーカー、防災ラジオ)	総務課防災対策室
		インフォメールななお	総務課防災対策室
		市ホームページ、SNS※	広報広聴課
		市政記者クラブ	広報広聴課
		広報車	広報広聴課※
	消防車	消防署・消防団	
	町会長（自主防災組織）	電話・インフォメールななお	総務課防災対策室
防災関係機関	県危機対策課	電話・FAX	総務課防災対策室
	県中能登土木事務所	電話・FAX	総務課防災対策室
	七尾警察署	電話・FAX	総務課防災対策室
	七尾鹿島消防本部	電話・FAX	総務課防災対策室
報道機関	新聞社、テレビ、ラジオ	電話・FAX	広報広聴課
医療・福祉関係	要配慮者利用施設 ・水防法第15条第1項第4号 ・土砂災害防止法第8条第4項	電話・FAX	福祉課
		電話・FAX	子育て支援課
市関係機関 (市内の避難所)	体育館	電話・FAX	スポーツ・文化課
	地区コミュニティセンター	電話・FAX	地域づくり支援課
	小・中学校、幼稚園	電話・FAX	教育総務課
	高校	電話・FAX	総務課防災対策室
	保育園	電話・FAX	子育て支援課
	観光施設	電話・FAX	交流推進課
	集会所	電話・FAX	総務課防災対策室

※状態により、水防3号体制時の出動班に依頼

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：Facebook、Twitter